

大分大学研究マネジメント機構研究支援センター動物管理部門利用内規

令和3年9月28日制定

令和3年内規第15号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学研究マネジメント機構研究支援センター細則（令和3年細則第27号）第3条第2項の規定により、大分大学研究マネジメント機構研究支援センター動物管理部門（以下「動物管理部門」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、飼養又は保管している哺乳類、鳥類、爬虫類又は両生類に属する動物（動物管理部門等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (2) 「利用者」とは、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の職員、大分大学の学生その他部門長が必要と認める者であって、利用者として登録したものをいう。
- (3) 「一時立入利用者」とは、利用者として登録した者以外の者であって、動物管理部門の見学等の目的で一時的に動物管理部門内に立入ることができるものをいう。
- (4) 「施設」とは、大分大学研究マネジメント機構研究支援センター動物管理部門動物実験施設をいう。
- (5) 「施設等」とは、施設及び動物専用屋外冷凍庫をいう。
- (6) 「システム」とは、部門長が指定する動物実験管理システムをいう。

(利用者の登録及び許可)

第3条 施設等を利用しようとする者は、国立大学法人大分大学動物実験規程（平成19年規程第91号。以下「規程」という。）第25条に規定する施設等の利用に関する教育訓練を受講しなければならない。

2 部門長は、前項の教育訓練を受講した者を利用者として登録し、法人が発行した身分証明証により入退館を許可するものとする。

(利用者の責任)

第4条 利用者は、この内規を遵守し、及び施設等内の秩序を維持し、常に施設等内を良好な状態に保つよう努めなければならない。

2 利用者が、故意又は重大な過失により施設等内の設備等を破損又は紛失したときは、

利用者の所属先又は主担当の部局等の責任において、その損害を補償又は修理しなければならない。

- 3 利用者は、施設が共同利用施設であることを認識し、他の利用者に対して著しく迷惑等を及ぼしてはならない。

(利用日及び利用時間)

第5条 施設の利用日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日」という。）を除く日とする。

- 2 施設の利用時間は、原則として次の各号に掲げる曜日ごとに、当該各号に掲げるとおりとする。ただし、部門長が研究遂行上必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 土曜日 午前8時30分から午後0時30分まで

(施設等の利用)

第6条 利用者は、施設等の利用に当たり、第3条第2項の身分証明証を使用するものとする。

- 2 一時立入利用者が入館しようとするときは、あらかじめ所定のシステムの施設一時立入申込書を部門長に提出し、許可を得なければならない。

- 3 一時立入利用者は、利用者と同時に入館しなければならない。ただし、同日中に再度入館する場合はこの限りでない。

(実験及び飼育の申込み)

第7条 動物実験を実施する者は、あらかじめ規程第10条第1項に規定する動物実験計画書を国立大学法人大分大学動物実験委員会を経由して学長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 前項の承認を得た者が施設に実験動物を導入しようとする場合は、飼育を開始する日の7日前までに、所定のシステムの実験動物飼育開始届に必要な事項を入力しなければならない。

- 3 前項の届出の内容等を変更しようとする場合は、動物管理部門にその旨を連絡し、指示を受けなければならない。

- 4 施設で飼育できる動物は、原則として、マウス、ラット、スナネズミ、ハムスター、モルモット、ウサギ及びヤギとする。

- 5 前項の規定にかかわらず、前項の動物以外の動物の飼育を希望するときは、部門長の許可を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 実験動物の購入及び飼育の経費は、利用者の負担とする。

2 前項の経費については、別に定める。

(実験動物の導入及び配置)

第9条 利用者は、施設内に実験動物を導入する場合は、規程第17条第1項に規定する機関から導入しなければならない。

2 実験動物の輸入及び研究機関からの譲渡については、別に定めるところによる。

3 施設内における実験動物の飼育室への配置は、部門長が決定する。

(実験動物の検収及び検疫)

第10条 施設内に導入される実験動物の検収は、動物管理部門が行うものとする。

2 施設内で実験に使用することができる実験動物は、検疫を終えたものに限るものとする。

3 前条第1項の機関のうち、部門長が指定する機関から導入したマウス、ラット、スナネズミ、ハムスター、モルモット及びウサギについては、検疫を要しないものとする。

4 部門長は、実験に不適と判定した動物については、利用者と協議の上、処分を命ずることができる。

(微生物モニタリング)

第11条 部門長は、施設内で飼養保管されている実験動物のうち、部門長が指定する実験動物について、部門長が指定する検査項目の微生物モニタリングを定期的を実施する。

2 利用者は、前項の微生物モニタリング実施のための動物を提出しなければならない。

3 部門長は、第1項の微生物モニタリングの結果が陽性の場合は再検査を実施し、その再検査が陽性の場合は、当該利用者と協議の上、必要な措置を講ずるものとする。

(飼育器具及び機材)

第12条 施設内で使用する飼育器具及び機材は、あらかじめ洗浄、消毒又は滅菌された飼育器具及び機材を使用しなければならない。ただし、指定されていない飼育器具及び機材を施設内で使用する場合であって、部門長の許可を得たときは、この限りでない。

2 施設内で使用している飼育器具及び機材は、施設外に持ち出してはならない。

(実験用機械器具等)

第13条 施設内で使用する実験用機械器具等は、細心の注意を払って取り扱うものとする。

2 施設内で利用する手術器具等、飼育器具及び機材を滅菌する場合は、当該利用者が所定のシステムの滅菌依頼書に必要事項を入力の上、動物管理部門が滅菌操作を行うものとする。

- 3 施設内に大型の実験用機械器具等を持ち込む必要がある場合は、当該利用者が所定のシステムの機器類持込申込書に必要事項を入力することにより、申し込まなければならない。
- 4 部門長は、利用者が持ち込んだ実験用機械器具等が、他の利用者の実験又は施設の管理運営に支障を及ぼす場合は、当該実験用機械器具等の移動又は搬出を命ずることができる。

(飼育管理)

第14条 施設における実験動物の飼養保管及び実験の実施は、規程及び関係法令等に基づいて行わなければならない。

(実験動物の出生及び処分並びに持出し)

- 第15条 利用者は、飼養保管されている実験動物が出生したときは、出生した日から3週間を経過した日に所定のシステムの出生匹数報告書に必要事項を入力しなければならない。
- 2 利用者は、飼養保管されている実験動物を処分したときは、所定のシステムの処分数報告書に必要事項を入力しなければならない。
 - 3 利用者は、施設内で飼養保管されている実験動物を施設外に持ち出す場合は、所定のシステムの持ち出し・飼育開始届に必要事項を入力しなければならない。ただし、移動した実験動物について飼養保管又は実験を行おうとする場合は、規程第12条第1項及び第13条第1項の承認を受けた飼養保管施設又は実験室において行わなければならない。
 - 4 実験動物を施設外に持ち出す場合は、規程第22条の規定により行わなければならない。

(死体の処理及び廃棄物の処理方法)

- 第16条 施設内外で処分された実験動物の死体は、利用者が部門長の指定する場所に収納しなければならない。
- 2 廃棄物は、病原微生物による感染のおそれがある感染性廃棄物とその他の廃棄物を区別し、別表の規定により処理しなければならない。

(非常時の措置)

第17条 利用者は、地震、火災、大量感染等の非常事態が発生した場合は、人命優先で行動し、かつ、その状況に応じて実験動物を安全な場所に移動し、逃亡防止等の応急の措置を講ずるものとする。

(飲食の禁止)

第18条 利用者は、施設内で飲食をしてはならない。ただし、部門長が指定する場所については、この限りでない。

（利用の制限又は禁止）

第19条 部門長は、利用者がこの内規等を遵守せず、又は他の利用者に著しく迷惑を及ぼした場合は、利用の制限又は禁止の措置を講ずることができる。

2 利用禁止の措置を受けた利用者は、一定期間施設への入退館ができないものとする。

（健康管理）

第20条 利用者は、動物及び動物実験に関連する健康上の障害が生じた場合は、速やかに部門長に報告しなければならない。

（雑則）

第21条 この内規に定めるもののほか、動物管理部門の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、令和3年10月1日から施行する。

2 大分大学全学研究推進機構研究支援分野動物実験部門利用内規（平成28年学内共同教育研究施設等内規第3号）は、廃止する。

附 則（令和7年研究マネジメント機構内規第1号）

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 16 条関係）

区分	廃棄物の種類	処 理
感 染 性 廃 棄 物	組織，臓器等の病理廃棄物，血液の付着した可燃物	第 16 条の死体に準じて処理すること。
	血液等	滅菌・消毒の後排出すること。
	病原微生物に関連した実験に使用した試験管，培地，シャーレ等	橙色のバイオハザードマークの赤色ビニール袋に収納すること。
	注射針，メス，カミソリの刃等鋭利なもの	黄色のバイオハザードマークのポリ容器に収納すること。
そ の 他 の 廃 棄 物	固体廃棄物 実験廃水	可燃物と不燃物に区別し，所定の容器に収納すること。 大分大学医学部廃棄物処理規程（平成 18 年医学部規程第 2－4 号）第 10 条及び別表第 1 の規定により処理すること。